

保護対象傷病鳥獣について

熊本県鳥獣保護センターでは、野生復帰を目的とした傷病鳥獣（負傷又は疾病等により治療などが必要なもの）の保護を行う。

ただし、次の鳥獣については、原則として保護収容の対象とはしない。

- ①法第13条第1項に規定する鳥獣
（モグラ科全種、ネズミ科（ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミを除く））
- ②法第80条第1項に規定する鳥獣
（ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ）
（ニホンアシカ、ゼニガタアザラシ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ、アゴヒゲアザラシ、ジュゴン以外の海棲哺乳類）
（※7種以外の海棲哺乳類は漁業法等で捕獲等について管理が図られている。）
- ③特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条の規定により環境大臣が定める鳥獣
- ④有害性の高い鳥獣として捕獲されている次の鳥獣
（鳥類）
ハシボソガラス、ハシブトガラス、ミヤマガラス、スズメ、ニュウナイスズメ、カワラバト、キジバト、カモ類のうち狩猟鳥、ヒヨドリ、ゴイサギ、カワウ
（獣類）
イノシシ（イノブタを含む。）、ノウサギ、タヌキ、ノイヌ、ノネコ、ニホンザル、ニホンジカ
- ⑤狩猟及び有害鳥獣捕獲等により負傷した鳥獣
- ⑥重症のため適切な治療を施しても救命の見込みがない又は野生復帰が不可能と判断されるもの
- ⑦人間に感染する恐れのある疾病にかかっている可能性のある鳥獣
- ⑧負傷等が認められない巣立ち期にある幼鳥獣